

高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和 58 年 3 月 31 日規則第 11 号)

改正 昭和 62 年 7 月 31 日規則第 34 号 平成元年 4 月 1 日規則第 54 号
平成 4 年 7 月 7 日規則第 40 号 平成 6 年 2 月 1 日規則第 3 号
平成 12 年 12 月 26 日規則第 234 号 平成 13 年 9 月 18 日規則第 140 号
平成 15 年 9 月 30 日規則第 110 号 平成 16 年 8 月 24 日規則第 92 号
平成 16 年 10 月 1 日規則第 100 号 平成 17 年 3 月 29 日規則第 55 号
平成 17 年 10 月 25 日規則第 148 号 平成 19 年 3 月 23 日規則第 25 号
平成 19 年 12 月 25 日規則第 146 号 平成 20 年 7 月 4 日規則第 60 号
平成 26 年 3 月 31 日規則第 35 号 平成 26 年 8 月 26 日規則第 89 号
平成 30 年 10 月 19 日規則第 70 号 令和元年 7 月 19 日規則第 18 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 25 号 令和 5 年 2 月 24 日規則第 7 号

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則

題名改正〔平成 13 年規則 140 号〕

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
 - 第 2 章 学科、研修教育の内容等及び入校資格等(第 2 条―第 17 条)
 - 第 3 章 入校手数料、入校料、授業料及び受講料(第 18 条―第 24 条)
 - 第 4 章 雑則(第 25 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年高知県条例第 3 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、高知県立農業大学校(以下「大学校」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学科、研修教育の内容等及び入校資格等

(学科及び研修教育の内容)

第 2 条 農業後継者及び農村地域の指導者を養成するため、大学校に次の表の左欄に掲げる学科を置き、その研修教育の内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

学 科	研 修 教 育 の 内 容
園芸学科	野菜、花き、果樹等についての専門的技術及び経営に関する実験、演習及び実習並びに学理
畜産学科	畜産等についての専門的技術及び経営に関する実験、演習及び実習並びに学理

(研修教育の科目等)

第3条 大学校の研修教育の科目及び時間数は、大学校の長(以下「校長」という。)が知事の承認を得て定める。

(学科の定員)

第4条 学科の定員は、それぞれ次の表に掲げる人員を基準として校長が定める。

学 科	人 員 (1学年につき)
園 芸 学 科	45人
畜 産 学 科	5人

(学年)

第5条 大学校の学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(休校日)

第6条 大学校の休校日は、次に掲げる日とする。ただし、校長が授業の必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 校長が定める春季休暇、夏季休暇及び冬季休暇の日
- (4) 前3号に掲げる日のほか、校長が必要があると認めた日

(入校資格)

第7条 大学校に入校することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、第9条に規定する入校試験(以下「入校試験」という。)に合格したもものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第50条の高等学校(第9条第3項第1号において「高等学校」という。)を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (3) 知事が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(受験手続)

第8条 入校試験を受けようとする者は、別記第1号様式による入校願書(第18条において「入校願書」という。)に、次に掲げる書類等を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 最終学校の発行する調査書
- (2) 健康診断書(公立病院若しくは保健所又は校医が作成したものに限り。)
- (3) 写真(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向きで上半身を撮影した名刺型のものとする。)

(入校試験)

第9条 入校試験は、筆記試験及び口述試験の方法で行うものとする。

2 入校試験の実施期日、場所、科目その他必要な事項は、募集の都度校長が定めるところにより公表するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者の入校試験については、それぞれ校長が定める方法で行うことができるものとする。

- (1) 高等学校を卒業見込みで、当該高等学校の長の推薦のある者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの
- (2) 一定の就業経験等を有すると校長が認める者で、大学校の卒業後に県内での就農を希望するもの

(入校の許可)

第10条 校長は、入校試験に合格した者に対し、大学校に入校を許可する。

(入校手続)

第11条 大学校に入校を許可された者(以下「学生」という。)は、保証人を立て、直ちに別記第2号様式による誓約書(第19条において「誓約書」という。)に本人、保護者等(未成年の学生にあつては学校教育法第16条に規定する保護者を、成年に達した学生にあつてはその者の修学に要する経費を負担する者をいう。)及び保証人が署名して、校長に提出しなければならない。

2 保証人は、独立して生計を営む者でなければならない。

3 保証人に、事故又は異動があつたときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(入寮)

第12条 学生は、大学校に設置された寮に入寮しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると校長が認めた場合は、この限りでない。

(休校及び退校)

第13条 学生は、病気その他やむを得ない理由があるときは、校長の許可を受けて、休校又は退校をすることができる。

(退校命令)

第14条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退校を命ずることができる。

(1) 学業成績が不良で成業の見込みのない者

(2) 性行が不良で改しゅんの見込みのない者

(3) 負傷、疾病その他の事故により卒業の見込みのない者

(4) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けた後3月を経過しても納付しない者

(5) 大学校の秩序を乱した者その他学生としての本分に反する行為をした者

(表彰)

第15条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

(卒業証書の授与)

第16条 校長は、所定の課程を修了した学生について、その成績、出席状況等に基づいて卒業の認定を行うものとする。

2 校長は、卒業の認定をした学生に対して卒業証書を授与する。

(聴講生)

第17条 大学校の一部の科目の履修を志願する者は、別記第3号様式による聴講申請書(以下「聴講申請書」という。)を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により聴講申請書を提出した者に対し、聴講生として入校を許可することができる。

第3章 入校手数料、入校料、授業料及び受講料

(入校手数料の納付手続)

第18条 条例第3条の入校手数料は、入校願書を提出する際に高知県収入証紙によりこれを納付しなければならない。

(入校料の納付手続)

第19条 条例第4条の入校料は、誓約書を提出する際に高知県収入証紙によりこれを納付しなければならない。

(授業料の納付手続等)

第20条 条例第5条の授業料は、前期及び後期の2期に区分してこれを納付するものとし、前期にあつては5月20日までに、後期にあつては10月20日までにその年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第21条 授業料の納期前に休校又は退校をする学生は、当該休校又は退校をする月までの分の授業料を納付しなければならない。ただし、休校を許可した期間の初日が前条に規定する納期限の日の属する月の初日であるときにあつては、その月分の授業料を徴収しない。

2 授業料の納期前に学生がその責めに帰すべき事由によらずに退校をするときは、当該退校をする月までの分の授業料を徴収しない。

(受講料の納付手続)

第22条 条例第6条の受講料は、聴講申請書を提出する際に高知県収入証紙により科目ごとに次の表の左欄に掲げる受講時間につきそれぞれ同表の右欄に掲げる額を納付しなければならない。

受講時間	額
3時間以上14時間以下	200円
15時間以上29時間以下	1,300円
30時間以上44時間以下	2,700円
45時間以上	4,000円

(入校手数料等の減免)

第23条 条例第7条の規定に基づき入校手数料又は入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。

2 条例第7条の規定に基づき授業料又は受講料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 学生を大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定による授業料等減免対象者(次条第1項第1号において「授業料等減免対象者」という。)として認定したとき。

(2) 学生又は聴講生(以下この項において「学生等」という。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。

(3) 学生等及び学生等と生計を一にする者の全てが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。

(4) 学生等及び学生等と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、授業料又は受講料の納付が困難になったとき。

(5) 学生等が、高知県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。

3 条例第7条の規定に基づく入校手数料、入校料、授業料及び受講料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(入校料及び授業料の還付)

第24条 条例第8条ただし書の規定に基づき入校料又は授業料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当する場合とし、当該還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入校料又は授業料が納付された後において、学生を授業料等減免対象者として認定したとき 既納又は過納となる入校料又は授業料の額に相当する額
- (2) 授業料を前納した場合であつて、学生が休校又は退校をしたとき(次号に掲げる場合を除く。) 当該休校又は退校をした月の翌月(休校を許可した期間の初日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月)以後の授業料の額に相当する額
- (3) 学生がその責めに帰すべき事由によらずに退校をした場合 既納の授業料の額に相当する額

2 条例第8条ただし書の規定に基づく入校料及び授業料の還付の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、大学校の管理に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

(高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年高知県規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和62年7月31日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第7条から第10条までの規定にかかわらず、校長は、高知県立帰全農場の設置及び管理に関する条例(昭和34年高知県条例第7号)により設置された高知県立帰全農場の本科に昭和62年7月31日において在場する者で附属高等科に編入を希望するもののうち適当と認めた者を、附属高等科の相当学年に編入させることができるものとする。

附 則(平成元年4月1日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年7月7日規則第40号)

この規則は、平成4年7月18日から施行する。

附 則(平成6年2月1日規則第3号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月26日規則第234号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則(平成13年9月18日規則第140号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年度における養成部門の園芸学科及び農産畜産学科の第2学年の定員は、第1条の規定による改正後の高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成15年3月31日において高知県立実践農業大学校窪川校の養成部門の農産畜産学科に在学する者は、同年4月1日に第2条の規定による改正後の高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定による高知県立農業大学校の養成部門の園芸学科又は畜産学科の相当学年に在学するものとする。

附 則(平成15年9月30日規則第110号)

この規則中第1条の規定は平成15年10月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月24日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月1日規則第100号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第55号)

この規則中第7条第2号の改正規定は平成17年4月1日から、第25条の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月25日規則第148号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において現に高知県立農業大学校の研修部門で研修を受け、引き続き当該研修を受ける者に係る研修料の額については、この規則による改正後の高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月25日規則第146号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年7月4日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成26年8月26日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年10月19日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月19日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第25号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月24日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。